

この支援ブックは、ひとり親家庭のお母さん、お父さん、現在離婚についてお悩みの方などに、さまざまな支援サービスや制度を分かりやすくお伝えすることを目的としています。

この支援ブックで「ひとり親家庭（母子家庭または父子家庭）」「寡婦」とは、以下の家庭をいいます。

ひとり親家庭

次のいずれかに該当する方が、20歳未満のこどもを扶養している家庭

- ・ 配偶者が死亡した方
- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者の生死が不明の方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない方
- ・ 婚姻によらないで母・父となった方
- ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養が受けられない方

寡婦

かつて母子家庭の母であった方で、こどもが成人したのち、なお配偶者のない状態の方

前橋市の子育てに関する各種手続きや支援制度を分かりやすく紹介した「まえばし パパ・ママ子育て応援ブック」もあわせてご活用ください。

お手元にはない場合は、前橋市こども支援課（前橋市保健センター2階）の窓口へお申し出ください。前橋市のホームページでもご覧いただけます。